

施策1 住民等の積極的な参加による地域福祉を推進する

「地域・人・つながりづくりの基盤整備」

少子高齢化の進行や家族構成の変容（高齢単身世帯・夫婦のみ世帯及びひとり親世帯の増加）、地域の連帯感の希薄化、雇用環境の変化、共働き世帯の増加等、地域福祉を取り巻く社会状況が変化しています。

また、自殺者の増加や児童虐待、高齢者虐待、ドメスティックバイオレンスなども大きな問題となっています。さらには、公的なサービスだけでは対応できない問題や、制度があっても、情報や手段を持たず自ら支援を求めることができない人々の問題もあります。

これらの問題に対応するためには、高齢者、障害者、子どもなどを対象とした個別の公的なサービスだけでなく、住民主体の地域福祉の推進により、地域コミュニティにおけるつながりや支え合いによって支援のネットワークをよりきめ細かなものとしていくことが重要です。

そこで、住民参加による地域福祉を計画的に推進するための「市町村地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」の策定や、地域での出会い・話し合い・つながりを創り出す小地域福祉活動が活発に行われることが必要です。

また、地域福祉を推進する上で中核的な存在である民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び共同募金会の活動や、自主的なボランティア活動を充実することも重要です。

地域福祉を推進していくためには、これらの、様々な活動を支える「基盤」の整備を支援する必要があることから、「住民等の積極的な参加による地域福祉を推進する『地域・人・つながりづくりの基盤整備』」を施策の柱の一つとして積極的に取り組んでいきます。

(1) 市町村地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の促進

課題

- 住民に最も身近な行政主体である市町村は、地域の現状を把握して、自ら主体的に福祉行政を進めていくことが求められています。市町村地域福祉計画は、市町村がそれぞれの地域の実情に応じた地域福祉の実現を自主的かつ積極的に図るための基本となる計画です。このため、それぞれの市町村が、住民の参加を得て、地域の特性や福祉ニーズに応じた市町村地域福祉計画を策定することが重要です。しかしながら、市町村合併が進行中であったことや、他の計画の策定を優先しなければならず、義務付けのない本計画を策定する体制までとれないなどの理由から市町村地域福祉計画の策定が遅れています。

また、同様に市町村社会福祉協議会等が作成する地域福祉活動計画も策定が遅れています。

- 支援を要する人達も含めたすべての人々が、互いに支え合う地域社会をつくるためには、地域福祉活動への動機付けに工夫を凝らすとともに、住民参加を計画的に進めることが重要です。

施策推進の方策

- 市町村や市町村社会福祉協議会等が、市町村地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定し、地域福祉を計画的に推進できるよう、県社会福祉協議会と連携し、研修会の実施等により計画策定を支援します。
- 市町村地域福祉計画と地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目的としている計画であり、両計画を一体的に作成するなど、より効果的・効率的に計画を策定・実施し、地域福祉を推進できる方策を検討します。
- 活用できる補助金等について情報提供し、計画策定を側面から支援します。

【数値目標】

(単位：%)

項目	年度						
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市町村地域福祉計画策定率	40	50	60	70	80	90	100
地域福祉活動計画策定率	47	50	60	70	80	90	100

コ

ラ

ム

1 市町村地域福祉計画と地域福祉活動計画



ルリちゃん

市町村地域福祉計画

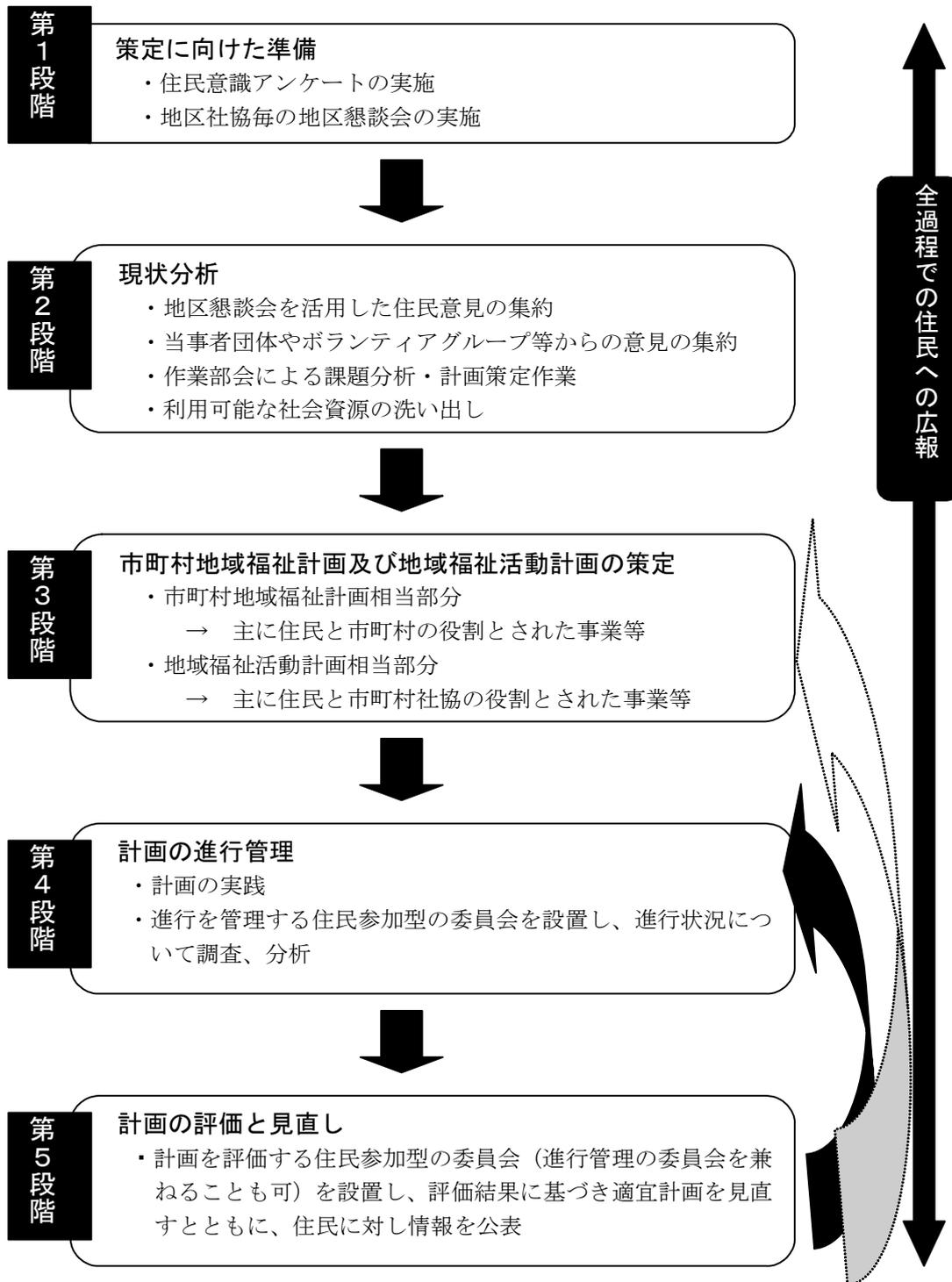
社会福祉法（第107条）の規定に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項を定める計画です。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- が一体的に定められます。

地域福祉活動計画

地域福祉の推進を目的として、市町村社会福祉協議会など地域の民間団体が作成する計画で、行政が作成する市町村地域福祉計画とは、連携・補完の関係にあります。

市町村と市町村社会福祉協議会との連携による計画策定プロセス（例）



※ 計画を一体的に策定する場合と、2つの計画に分ける場合があります。

事例 1

市と社会福祉協議会の連携による市町村地域福祉計画等の策定 (大田原市・大田原市社会福祉協議会)

大田原市では、市と市社会福祉協議会が連携し、平成21年3月にそれぞれ市町村地域福祉計画と地域福祉活動計画を策定しました。

策定に当たっては、市と市社会福祉協議会及び市内12カ所の地区社会福祉協議会が連携して地区社会福祉協議会ごとに地域座談会を開催しています。地域住民からは多くの意見やアイデアが出されています。

これを受けて、それぞれの策定委員会等で課題等を検討し、市では「行政福祉サービスの提供」や「民間福祉サービスの支援」等の視点から、市社会福祉協議会では「民間福祉サービス」や「住民活動の発展・強化」等の視点から計画を策定しています。

ポイント！

両者が連携しての座談会は、両計画とも地域福祉の推進が目的であること、座談会の対象が同じ地域住民であること、また、住民から見ても、一度の座談会で広く議論ができることから、とても効果的な方法です。



研修会



策定作業

事例 2

小地域による地域福祉活動計画の策定

(栃木市社会福祉協議会)

栃木市社会福祉協議会では、平成20年3月に地域福祉活動計画を策定しましたが、市レベルの地域福祉活動計画を策定する前に、市内12の地区社会福祉協議会ごとに地域福祉活動計画（「地区地域福祉活動計画」）を策定しています。

地区の策定委員会では、それぞれで内容を検討してアンケートを実施したり、委員会を高齢者部会や子育て部会などに分けて検討したりと、各地区様々な方法で計画づくりを進めました。そして、自分たちが気にかけていること、課題とと思っていることを明らかにし、自分たちの町がこんな風になって欲しいという想いの中から、自分たちでできることや、やりたいことを中心に計画に落としつけていきました。

さらに、この「地区地域福祉活動計画」の策定過程で出された福祉課題や意見を集約し、「栃木市地域福祉活動計画」の策定につなげています。

ポイント！

小さな地区ごとの計画づくりをすることで、地域の人々がより主体的に参加し、自らの問題として地域福祉を考えることにつながっています。また、それぞれの「地区地域福祉活動計画」と「栃木市地域福祉活動計画」が関連することで、市域の地域福祉もより身近な課題として感じられます。



地区地域福祉活動計画策定委員会

事例 3

市町村地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定①

(那須町・那須町社会福祉協議会)

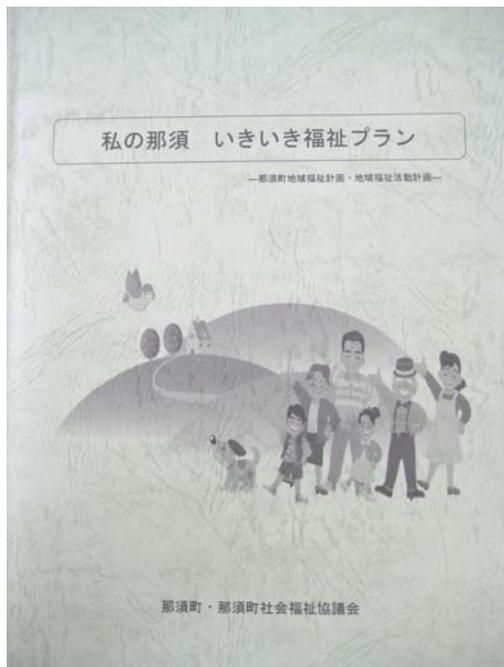
那須町及び那須町社会福祉協議会では、「市町村地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が互いに補完・補強しあう関係にあることに着目し、両計画を盛り込んだ「私の那須 いきいき福祉プラン」を平成18年3月に策定しました。

「地域福祉計画策定委員会」「地域福祉活動計画策定委員会」の委員、「地域福祉計画策定委員会作業部会」「地域福祉活動計画策定委員会作業部会」の部員を同じ方をお願いし、両計画の整合を図っています。

策定に当たり、アンケートや地域懇談会の意見を踏まえた課題に対しては、「町の取組」「地域住民や民間団体の取組」として取組方策を明らかにしています。

ポイント！

両計画を一体的に策定することで、地域の福祉課題に対する地域住民や民間団体の取組から行政の取組までを、切れ目なく効果的に計画に盛り込むことができます。



「私の那須 いきいき福祉プラン」表紙

事例 4

市町村地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定②

(静岡県小山町・小山町社会福祉協議会)

静岡県小山町（おやまちょう）及び小山町社会福祉協議会では、両者の協働による地域福祉活動を推進するため、「第1次地域福祉活動計画」の見直しと合わせて「市町村地域福祉計画」の策定作業を行い、平成18年3月に合冊版「みんなのおやま・福祉みらいプラン」を策定しました。

町民、団体・事業者、小中学生を対象としたアンケート、社会福祉施設等関係者やボランティアグループ関係者のヒアリング、住民懇談会、ワーキング部会（4回）、策定委員会（2回）を経て策定しています。

課題に対しては、「町の取組」「社会福祉協議会の取組」「地域の取組」として取組方策を明らかにしています。

ポイント！

小山町では、既に社会福祉協議会が活動計画を策定していたことから、これをベースに両計画の一体的かつ効果的・効率的な策定を実現しています。



「みんなのおやま・福祉みらいプラン」表紙写真

事例 5

市町村地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定③

(岐阜県山県市・山県市社会福祉協議会)

岐阜県山県市（やまがたし）及び山県市社会福祉協議会では、行政だけでなく、市民、企業や各種団体など多様な主体が協働で地域福祉を推進するため、平成20年3月に両計画を一体的に策定しました。

「中学2年生アンケート」、小学校区ごとの「市民懇談会」、「関係団体懇談会」、市民からの「山県市に住み続けるための意見カード」の意見を基本資料として、市民有志による「市民会議」での検討、「市・社協プロジェクトチーム」による施策の調整、「推進協議会」による立案を経て計画を策定しています。

毎日の生活と福祉（しあわせ）の観点から抽出された50の地域課題に対して、「だれが」「いつ」「どのように」取り組むかを決めています。特に、「だれが」については「市民」「協働」「行政」のそれぞれができる具体的方策を書き出した上で、その中で最も主体となるものを決めていま

ポイント！

いわゆる「福祉」の課題にこだわらないことで、広く地域の課題が抽出され、地域社会の実態に即した総合的な計画となっています。また、取組の主体をはっきりさせることで、計画の実現性を高めようとしていることは注目されます。



市民懇談会



市民会議部会